

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

鴨川市地域公共交通活性化協議会

会長 庄司 政夫

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鴨川市は、千葉県・房総半島南東部、太平洋側に位置し、首都東京都まで約 70 k m、県庁所在地の千葉市まで約 50 k m の距離にある。清澄山系、嶺岡山系及び上総丘陵の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少なく、これらの山間丘陵地に挟まれるように長狭平野が広がり、市街地は海岸部を走る国道 128 号と JR 外房線・内房線沿いの平野を中心に形成されている。市の面積は 191.14 k m² であり、千葉県全体（5157.65 k m²）の約 3.7% を占める。

本市の公共交通は、JR 外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、鉄道（2 路線）が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス（3 路線）、近隣市町村との間を結ぶ急行バス（2 路線）に加えて、路線バス（6 路線）、市コミュニティバス（3 路線）が運行され、タクシーについては 4 営業所が立地している。

このうち、特に市コミュニティバスについては、廃止路線代替バス 5 路線の再編により、平成 20 年 11 月に運行を開始しているが、その後においても、利用状況に応じて、運行のルート・便数・ダイヤ等の見直しを適宜実施し、利用者数と運行収入の増加を伴いつつ、運行経費の節減を図ってきたところである。

しかし、平成 17 年 2 月の市町合併から 10 年が経過し、認められていた地方交付税の合併算定替措置が段階的に縮減され、更なる市負担の削減が求められる一方、急速に進行する少子高齢化への対応及び地域経済のより一層の振興を図るため、公共交通空白地域の解消、学校の統廃合等により通学・通園の遠距離化が進む小中学校・幼稚園のスクールバスとしての活用及び市内観光関連施設への公共交通によるアクセス手段の確保という観点からの路線延伸をはじめ、他公共交通機関との接続を改善するためのダイヤ改正、運行間隔を短くするための増便などのサービスの拡充が求められていることから、平成 27 年 2 月に策定した「鴨川市地域公共交通網形成計画」において、これを踏まえたサー

ビスレベルの改善策を定めたところである。

本計画は、以上を受け策定するものであり、限られた市財源を有効に活用しつつも、地域住民にとって欠かすことのできない生活路線として位置づけられる、以下に掲げる市コミュニティバスの各ルート及び系統の確保・維持を図り、合わせて、当該ルート及び系統のサービスレベルの更なる改善を実現するため、地域公共交通確保維持事業の実施を必要とするものである。

(本計画の対象とするルート及び系統)

鴨川市コミュニティバス

○北ルート	金山ダム⇄内浦山県民の森	3 往復 6 便／日
	金山ダム⇄鴨川駅西口	1 往復 2 便／日
○南ルート	曾呂終点⇄鴨川駅前	3 往復 6 便／日
	曾呂終点⇄鴨川駅西口	1 往復 2 便／日
	浦の脇⇄鴨川駅前	1 往復 2 便／日
○清澄ルート	奥清澄⇄天津小湊支所	7 往復 14 便／日

※内 1 便は 4 月から 9 月のみの季節運行

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

鴨川市コミュニティバスの年間利用者数

平成 29 年度（平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月） 39,042 人

平成 30 年度（平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月） 39,896 人

平成 31 年度（平成 30 年 10 月から平成 31 年 9 月） 40,769 人

※鴨川市地域公共交通網形成計画に即して、平成 25 年度実績値（35,804 人）に過去 3 か年度の平均増減率（2.1879%）を乗じて算出

【効果】

市民の生活交通及び観光客の移動手段として、市コミュニティバスの運行が確保・維持されるとともに、急速に進行する少子高齢化への対応として、学校等の統廃合により遠距離化が進む小中学校・幼稚園への通学・通園手段の確保、

公共交通空白地域の解消、地域経済のより一層の振興に資するものとして、市内観光関連施設への公共交通によるネットワークの形成が図られる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表 1 のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表 2 のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

鴨川日東バス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないため、記載せず。

7. 別表 1 又は 3 の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表 1 又は 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表 5 のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を新たに取得しないため、記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を新たに取得しないため、記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を新たに取得しないため、記載せず。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を新たに取得しないため、記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成 27 年度第 1 回会議（平成 27 年 6 月 26 日）

- ・平成 26 年度事業報告及び決算
- ・鴨川市コミュニティバスの平成 26 年度運行実績
- ・鴨川市地域協働推進事業支援業務の執行方法
- ・平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

平成 27 年度第 2 回会議（平成 28 年 1 月 27 日）

- ・鴨川市公共交通の平成 26 年度実績
- ・平成 27 年度地域公共交通確保維持事業に係る事業評価
- ・公共交通マップ及び時刻表
- ・公共交通乗り方教室及びモビリティ・マネジメントの実施について

平成 27 年度第 3 回会議（平成 28 年 3 月 25 日）

- ・公共交通乗り方教室及びモビリティ・マネジメント実施結果
- ・平成 28 年度事業計画（案）及び予算（案）

15. 利用者等の意見の反映状況

（１）アンケート・ヒアリング

地域公共交通調査事業により実施した以下の調査に基づき、ルート・ダイ

ヤ等を設定。

○公共交通に関する市民アンケート調査

- ・平成 26 年 9 月から 10 月にかけて実施
- ・15 歳以上の市民 2,000 人を対象（回収率 47.0%）

○コミュニティバス利用者ヒアリング調査

- ・平成 26 年 9 月に実施
- ・全ての系統について、平日・休日の各 2 日間実施

○市内主要施設利用者ヒアリング調査

- ・平成 26 年 9 月に実施
- ・市内の大型商業施設 2 件、病院 2 件において、平日各 1 日間実施

（２）パブリックコメント

鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通網形成計画（案）」に対するパブリックコメントを実施

- ・平成 27 年 2 月に実施

（３）協議会

協議会委員として、公募 1 名を含む利用者代表の市民 3 名が参画し、計画内容等に関する議論を行った。

16. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	鴨川市（副市長・企画政策課）
交通事業者・交通施設管理者等	鴨川日東バス株式会社 一般社団法人千葉県バス協会 小湊鐵道株式会社 有限会社鴨川タクシー 東日本旅客鐵道株式会社安房鴨川駅 鴨川日東バス株式会社互助会 千葉県安房土木事務所 千葉県鴨川警察署
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局

その他協議会が必要と認める者	鴨川市心身障害者福祉作業所 鴨川市校長会 利用者代表
-----------------------	---

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助 金内定申 請額(千 円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
千葉県 (鴨川市)	鴨川日東バス株式会社	(1) 北ルート (金山ダム・内浦山県民の森)	4,158.0	8,364		乗合バス型	①及び② (1) ※半島	主に安房鴨川駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	③
	鴨川日東バス株式会社	(2) 北ルート (金山ダム・鴨川駅西口)	495.0			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(3) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅前)	6,213.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(4) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅西口)	1,231.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(5) 南ルート (浦の脇・鴨川駅前)	275.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(6) 清澄ルート (天津小湊支所・奥清澄)	4,635.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島	主に安房天津駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	③
		(7)							
合 計				8,364					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				8,364	国庫補助 上限額(千 円)		8, 364		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助 金内定申 請額(千 円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
千葉県 (鴨川市)	鴨川日東バス株式会社	(1) 北ルート (金山ダム・内浦山県民の森)	4,158.0	8,364		乗合バス型	①及び② (1) ※半島	主に安房鴨川駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	③
	鴨川日東バス株式会社	(2) 北ルート (金山ダム・鴨川駅西口)	495.0			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(3) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅前)	6,213.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(4) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅西口)	1,231.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(5) 南ルート (浦の脇・鴨川駅前)	275.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(6) 清澄ルート (天津小湊支所・奥清澄)	4,635.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島	主に安房天津駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	③
		(7)							
合 計				8,364					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				8,364	国庫補助 上限額(千 円)		8, 364		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助 金内定申 請額(千 円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
千葉県 (鴨川市)	鴨川日東バス株式会社	(1) 北ルート (金山ダム・内浦山県民の森)	4,158.0	8,364		乗合バス型	①及び② (1) ※半島	主に安房鴨川駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	③
	鴨川日東バス株式会社	(2) 北ルート (金山ダム・鴨川駅西口)	495.0			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(3) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅前)	6,213.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(4) 南ルート (曾呂終点・鴨川駅西口)	1,231.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(5) 南ルート (浦の脇・鴨川駅前)	275.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島		③
	鴨川日東バス株式会社	(6) 清澄ルート (天津小湊支所・奥清澄)	4,635.5			乗合バス型	①及び② (1) ※半島	主に安房天津駅において次の地域間交通ネットワーク(補助対象地域間幹線系統)と接続 ○市内線(鴨川駅前・興津駅) 他	③
		(7)							
合 計				8,364					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				8,364			国庫補助 上限額(千 円)	8, 364	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	鴨川日東バス株式会社	29年度
------	------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	108,097 千円	営業外収益	636 千円	経常収益(イ)	108,733 千円
	営業費用	181,181 千円	営業外費用	75 千円	経常費用(ロ)	181,256 千円
	営業損益	▲ 73,084 千円	営業外損益	561 千円	経常損益	▲ 72,523 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		775,189.2 km			経常収支率	59.99 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	103,409 千円	営業外収益	10,246 千円	経常収益(イ)	113,655 千円
	営業費用	187,352 千円	営業外費用	40 千円	経常費用(ロ)	187,392 千円
	営業損益	▲ 83,943 千円	営業外損益	10,206 千円	経常損益	▲ 73,737 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)		795,631.9 km			経常収支率	60.65 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	111,466 千円	営業外収益	2,894 千円	経常収益(イ)	114,360 千円
	営業費用	184,396 千円	営業外費用	62 千円	経常費用(ロ)	184,458 千円
	営業損益	▲ 72,930 千円	営業外損益	2,832 千円	経常損益	▲ 70,098 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		839,427.9 km			経常収支率	62.00 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2}{2} = \text{d}$
千葉	219円 74銭	235円 52銭	233円 82銭	3.22 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
千葉	241円 40銭	446円 26銭	241円 40銭	140円 27銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ				
千葉	1	北ルート	金山ダム	鴨川駅西口	内浦山県民の森	365 日	1095 回	往27.0km 復27.0km	(平均) 27.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	47230.0km
千葉	2	北ルート	金山ダム	鴨川市役所	鴨川駅西口	365 日	365 回	往7.3km 復7.3km	7.3km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	5329.0km
千葉	3	南ルート	曾呂終点	鴨川駅西口	鴨川駅前	365 日	1095 回	往27.4km 復27.4km	27.4km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	60006.0km
千葉	4	南ルート	曾呂終点	江見小学校	鴨川駅西口	365 日	365 回	往15.7km 復15.7km	15.7km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	11461.0km
千葉	5	南ルート	浦の脇	東条病院	鴨川駅前	365 日	365 回	往4.0km 復4.0km	4.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	2920.0km
千葉	6	清澄ルート	奥清澄	天津駅前	天津小湊支所	365 日	2464 回	往12.8km 復12.8km	12.8km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	41224.0km
合計		系統						往 . 94.2Km 復 . 94.2Km	94.2Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		168170.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
千葉	1	11,401,322 円	65円32銭	3,085,064 円	8,316,258 円	8,316,258 円	8,316千円	4158.0千円		
千葉	2	1,286,420 円	52円61銭	280,359 円	1,006,061 円	1,006,061 円	1,006千円	503千円		
千葉	3	14,485,448 円	34円29銭	2,057,606 円	12,427,842 円	12,427,842 円	12,427千円	6213.5千円		
千葉	4	2,766,685 円	26円48銭	303,488 円	2,463,197 円	2,463,197 円	2,463千円	1231.5千円		
千葉	5	704,888 円	52円56銭	153,476 円	551,412 円	551,412 円	551千円	275.5千円		
千葉	6	9,951,473 円	16円50銭	680,197 円	9,271,276 円	9,271,276 円	9,271千円	4635.5千円		
合計		40,596,236 円	円 銭	6,560,190 円	34,036,046 円	34,036,046 円	34,036千円	17,017千円	8,364千円	8,364 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ＝ム		損失額から国庫 補助額を控除した 額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合										
					都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要		
					負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
千葉	1	8,316,258	円												
千葉	2	1,006,061	円												
千葉	3	12,427,842	円												
千葉	4	2,463,197	円												
千葉	5	551,412	円												
千葉	6	9,271,276	円												
合計		34,036,046	円	25,672,046	円		円	%	25,672,046	円	100	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（／）」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は％以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用（ヘ）」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（ニ）」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（c）」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）（a）」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）（b）」及び「平均増減率（d）」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	鴨川日東バス株式会社	30年度
------	------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	108,097 千円	営業外収益	636 千円	経常収益(イ)	108,733 千円
	営業費用	181,181 千円	営業外費用	75 千円	経常費用(ロ)	181,256 千円
	営業損益	▲ 73,084 千円	営業外損益	561 千円	経常損益	▲ 72,523 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		775,189.2 km			経常収支率	59.99 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	103,409 千円	営業外収益	10,246 千円	経常収益(イ)	113,655 千円
	営業費用	187,352 千円	営業外費用	40 千円	経常費用(ロ)	187,392 千円
	営業損益	▲ 83,943 千円	営業外損益	10,206 千円	経常損益	▲ 73,737 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)		795,631.9 km			経常収支率	60.65 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	111,466 千円	営業外収益	2,894 千円	経常収益(イ)	114,360 千円
	営業費用	184,396 千円	営業外費用	62 千円	経常費用(ロ)	184,458 千円
	営業損益	▲ 72,930 千円	営業外損益	2,832 千円	経常損益	▲ 70,098 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		839,427.9 km			経常収支率	62.00 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2}{2} = \text{d}$
千葉	219円 74銭	235円 52銭	233円 82銭	3.22 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
千葉	241円 40銭	446円 26銭	241円 40銭	140円 27銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ				
千葉	1	北ルート	金山ダム	鴨川駅西口	内浦山県民の森	365 日	1095 回	往27.0km 復27.0km	(平均) 27.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	47230.0km
千葉	2	北ルート	金山ダム	鴨川市役所	鴨川駅西口	365 日	365 回	往7.3km 復7.3km	7.3km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	5329.0km
千葉	3	南ルート	曾呂終点	鴨川駅西口	鴨川駅前	365 日	1095 回	往27.4km 復27.4km	27.4km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	60006.0km
千葉	4	南ルート	曾呂終点	江見小学校	鴨川駅西口	365 日	365 回	往15.7km 復15.7km	15.7km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	11461.0km
千葉	5	南ルート	浦の脇	東条病院	鴨川駅前	365 日	365 回	往4.0km 復4.0km	4.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	2920.0km
千葉	6	清澄ルート	奥清澄	天津駅前	天津小湊支所	365 日	2464 回	往12.8km 復12.8km	12.8km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	41224.0km
合計		系統						往 . 94.2Km 復 . 94.2Km	94.2Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		168170.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:フ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
千葉	1	11,401,322 円	65円32銭	3,085,064 円	8,316,258 円	8,316,258 円	8,316千円	4158.0千円		
千葉	2	1,286,420 円	52円61銭	280,359 円	1,006,061 円	1,006,061 円	1,006千円	503千円		
千葉	3	14,485,448 円	34円29銭	2,057,606 円	12,427,842 円	12,427,842 円	12,427千円	6213.5千円		
千葉	4	2,766,685 円	26円48銭	303,488 円	2,463,197 円	2,463,197 円	2,463千円	1231.5千円		
千葉	5	704,888 円	52円56銭	153,476 円	551,412 円	551,412 円	551千円	275.5千円		
千葉	6	9,951,473 円	16円50銭	680,197 円	9,271,276 円	9,271,276 円	9,271千円	4635.5千円		
合計		40,596,236 円	円 銭	6,560,190 円	34,036,046 円	34,036,046 円	34,036千円	17,017千円	8,364千円	8,364 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ヲーカ＝ム		損失額から国庫 補助額を控除した 額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合										
					都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要		
					負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
千葉	1	8,316,258	円												
千葉	2	1,006,061	円												
千葉	3	12,427,842	円												
千葉	4	2,463,197	円												
千葉	5	551,412	円												
千葉	6	9,271,276	円												
合計		34,036,046	円	25,672,046	円		%	25,672,046	円	100	%		円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ハ）」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は％以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用（ヘ）」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（ニ）」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（c）」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）（a）」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）（b）」及び「平均増減率（d）」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	鴨川日東バス株式会社	31年度
------	------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	108,097 千円	営業外収益	636 千円	経常収益(イ)	108,733 千円
	営業費用	181,181 千円	営業外費用	75 千円	経常費用(ロ)	181,256 千円
	営業損益	▲ 73,084 千円	営業外損益	561 千円	経常損益	▲ 72,523 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		775,189.2 km			経常収支率	59.99 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	103,409 千円	営業外収益	10,246 千円	経常収益(イ)	113,655 千円
	営業費用	187,352 千円	営業外費用	40 千円	経常費用(ロ)	187,392 千円
	営業損益	▲ 83,943 千円	営業外損益	10,206 千円	経常損益	▲ 73,737 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)		795,631.9 km			経常収支率	60.65 %
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	111,466 千円	営業外収益	2,894 千円	経常収益(イ)	114,360 千円
	営業費用	184,396 千円	営業外費用	62 千円	経常費用(ロ)	184,458 千円
	営業損益	▲ 72,930 千円	営業外損益	2,832 千円	経常損益	▲ 70,098 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		839,427.9 km			経常収支率	62.00 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2}{2} = \text{d}$
千葉	219円 74銭	235円 52銭	233円 82銭	3.22 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ $\div$ ハ
千葉	241円 40銭	446円 26銭	241円 40銭	140円 27銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ				
千葉	1	北ルート	金山ダム	鴨川駅西口	内浦山県民の森	365 日	1095 回	往27.0km 復27.0km	(平均) 27.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	47230.0km
千葉	2	北ルート	金山ダム	鴨川市役所	鴨川駅西口	365 日	365 回	往7.3km 復7.3km	7.3km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	5329.0km
千葉	3	南ルート	曾呂終点	鴨川駅西口	鴨川駅前	365 日	1095 回	往27.4km 復27.4km	27.4km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	60006.0km
千葉	4	南ルート	曾呂終点	江見小学校	鴨川駅西口	365 日	365 回	往15.7km 復15.7km	15.7km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	11461.0km
千葉	5	南ルート	浦の脇	東条病院	鴨川駅前	365 日	365 回	往4.0km 復4.0km	4.0km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	2920.0km
千葉	6	清澄ルート	奥清澄	天津駅前	天津小湊支所	365 日	2464 回	往12.8km 復12.8km	12.8km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	100%	41224.0km
合計		系統						往 . 94.2Km 復 . 94.2Km	94.2Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		168170.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
千葉	1	11,401,322 円	65円32銭	3,085,064 円	8,316,258 円	8,316,258 円	8,316千円	4158.0千円		
千葉	2	1,286,420 円	52円61銭	280,359 円	1,006,061 円	1,006,061 円	1,006千円	503.0千円		
千葉	3	14,485,448 円	34円29銭	2,057,606 円	12,427,842 円	12,427,842 円	12,427千円	6213.5千円		
千葉	4	2,766,685 円	26円48銭	303,488 円	2,463,197 円	2,463,197 円	2,463千円	1231.5千円		
千葉	5	704,888 円	52円56銭	153,476 円	551,412 円	551,412 円	551千円	275.5千円		
千葉	6	9,951,473 円	16円50銭	680,197 円	9,271,276 円	9,271,276 円	9,271千円	4635.5千円		
合計		40,596,236 円	円 銭	6,560,190 円	34,036,046 円	34,036,046 円	34,036千円	17,017千円	8,364千円	8,364 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ＝ム		損失額から国庫 補助額を控除した 額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合										
					都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要		
					負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
千葉	1	8,316,258	円												
千葉	2	1,006,061	円												
千葉	3	12,427,842	円												
千葉	4	2,463,197	円												
千葉	5	551,412	円												
千葉	6	9,271,276	円												
合計		34,036,046	円	25,672,046	円		円	%	25,672,046	円	100	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（／）」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は％以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用（ヘ）」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（ニ）」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（c）」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）（a）」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）（b）」及び「平均増減率（d）」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	鴨川市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	35, 766
交通不便地域	35, 766

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
35, 766	鴨川市全域	半島振興法
6, 493	旧天津小湊町の区域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
35, 766	$35, 766人 \times 150 + 3, 000, 000$	8, 364, 000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)